

小規模建築物に対応した移動等円滑化基準(政令)の整備について

現行制度（バリアフリー法）

○建築主等が、**2000㎡以上の特別特定建築物※**を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準」(利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準)に**適合**させなければならない。

※病院や劇場、飲食店、老人ホームなど不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

○**地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2000㎡未満で別に定める※**ことができる。

※適合させる基準は、2000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準(上乗せは可能だが、緩和はできない)

改正の背景・課題

○現行の建築物移動等円滑化基準は、**全国一律で適合義務のかかる2000㎡以上の特別特定建築物を想定**しているため、**小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合※**がある。

※例えば、スペースが必要な通路の幅員や、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車場も一律に設置義務

○地方公共団体における条例による規模の引下げが**拡がらない状況※**が続いている。

※条例により規模の引き下げを行っているのは20自治体(令和元年10月)。平成28年以降、条例を制定した自治体はなし。

政令の改正内容

○条例で特に小規模となる**500㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す※**。

※500㎡～2000㎡の規模を設定した場合は従来どおり

- 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化(段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等)(政令) 幅の例：通路の幅員90cm(中大規模の場合は120cm)に合理化 ※条例で上乗せ可能
- 車いす使用者便所や車いす使用者駐車場の基準は、地方公共団体が規模等に応じて条例で定めることが可能。

(スケジュール パブコメ:10月23日～11月21日 公布:令和2年12月上旬 施行:令和3年10月1日)

※このほか、小規模店舗等を対象とした設計標準(ガイドライン及び事例集)について検討中(年度内とりまとめ予定)